います。

^。また、法令に基づき、課今年度は税率を据え置いて



お知 らせ

失業の場合および

らせ

# ◎国保税•後期高齢者医療保険料•

❷事業収入、 ●死亡または重篤な傷病を負った 世帯のうち、主たる生計維持者入または給与収入が減少する について次の⑴~⑶の条件(廃 (に属する被保険者) 不動産収入

# 介護保険料の減免

圓国保税について…税務課☎ 43-5213 保険料について…長寿・保険課☎ 43-5217 お知

後期高齢者医療制度•介護保険制度

の支払い)

❷普通徴収

(納付書か口座振替で

▽後期高齢者医療制度 翌年3月まで毎月納付いただき 7月から

険 料 入が減少-響で世帯の主たる生計維持者の収新型コロナウイルス感染症の影 れる場合があります。 より国保税・ ・介護保険料の減免を受けら国保税・後期高齢者医療保減少した場合などに、申請に

影響) <u>ග</u> により、

(対象被保険者) 主たる生計維持者 山林収

新型コロナウイルス感染症(の

等に係る所得以外の前年の所得

減免額 の合計額が400万円以下

※納付が困難な場合は、 は全額を減免します。 は前年の所得等に応じて 一部また ●の場合は全額免除。 猶予を受けられる場合があり 支払い ❷の場合

保険料額決定通知・後期高 齢者医療被保険者証の送付

圓長寿・保険課☎ 43-5217

制度では、 知書を7月中旬に送付 料額および介護保険料額の決定通 令和2年度後期高齢者医療保険 じます。

> 被保険者証は7月下旬送付 後期高齢者医療制度

後

に納付いただきます。

介護保険制度 8月から偶数月

●特別徴収(年金からの天引き) 保険料をお支払いいただきます。 期高齢者医療制度および介護保険 かれます。 年金支給時にあらかじめ差し引 被保険者一人ひとりに い方法は次

療機関等の窓口で提示してくださ 8月1日です。 とがあります。 (短期被保険者証)を送付するこ 被保険者証を送付 被保険者証の更新時期は毎年 なお、保険料の納付状況によっ ・日から新しい被保険者証を医 有効期間が短い被保険者証 7月下旬に新し しますので、

円以下(3)減少見込みの事業収入年の所得の合計額が1000万の10分の3以上減少見込み(2)前の10字業収入等のいずれかが前年 る被保険者) べてに当てはまる世帯(に属す険料については⑴および⑶)す

◎新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険 傷病手当金について

旦

間長寿・保険課☎ 43-5217

に働くことができず、給与を受けられない場があり感染が疑われる被用者が、療養のため型コロナウイルスに感染または発熱等の症状南あわじ市国民健康保険の被保険者で、新

生活が困窮することを防ぐために傷病手

当金を支給します

●南あわじ市国民健康保険の被保険者の 次の●~●の要件をすべて満たす

症状があり感染が疑われる人で、療養のた ②新型コロナウイルスに感染または発熱等の ②動務先から給与の支払いを受けている人 め労務に服することができなかった期間が

ある人

❹就労できなかった期間、 一部が支給されなかった人 労務に服することができなくなっ 給与の全額または

のうち、 た日から起算して3日を経過した日 (直近の継続した3カ月間の給与収入の から労務に服することができない期間 就労を予定していた日 (4 日

計額:就労日数)

×3分の2×就労を予定

していた日数

長1年6月まで) (ただし、入院が継続するときなどは、 で療養のため就労することができない期間 令和2年1 月1日( 9月30日の間 最

が必要になります。 の意見書(医療機関を受診したとき) 申請書、 事業主の証明書、 など 医師

申請手続き

※詳しくはお問合せください

らせ

お知

た場合のみ)

で令和2年12月31日までに入居できなかっ

2住宅口

・ン控除の入居期限を令和3年12月

(新型コロナウイルスの影響

まで延長

31日まで延長

❶自動車・軽自動車税環境性能割の軽減措置

課税特例の適用期限が延長されます。

の対象となる取得期限を令和3年3月3日

ل ر

【表1】令和2年度の税率等

### ◎令和2年度の国民健康保険税の税率等を決定

圓税務課☎ 43-5213

コロナウイルス感染症の影響を考等が決まりました【表1】。新型

令和2年度の国民健康保険税率

軽減の対象世帯を拡大【表2】 ◆所得の低い人に対する保険税 前年中(平成31年1月~令和元

ことができます。

で納付する世帯

申請により口座振替へ変更する

◆年金からの特別徴収

(天引き)

象世帯を拡大しています。

の低い人に対する保険税軽減の対 税限度額の引き上げを行い、

所得

大されます。

※税率・金額の()内は昨年度

	医療保険分 (0~74歳)	後期高齢者 支援金等分 (0~74歳)	介護保険分 (40 ~ 64 歳)
所得割	7.4%	2.82%	2.0%
(課税所得金額※×税率)	(改正なし)	(改正なし)	(改正なし)
資産割	15.0%	5.0%	2.5%
(固定資産税額×税率)	(改正なし)	(改正なし)	(改正なし)
均等割	2万6,500円	7,400 円	8,000 円
(1人あたり)	(改正なし)	(改正なし)	(改正なし)
平等割 (1世帯あたり)	2万4,600円	6,600円	4,100 円
	(改正なし)	(改正なし)	(改正なし)
課税限度額	63 万円	19 万円	17万円
	(61 万円)	(改正なし)	(16万円)

※課税所得金額…前年中の総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いた金額

#### 【表2】令和2年度の軽減世帯対象範囲の拡大

5割軽減の	D拡大	
改正前	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)	
改正後	33万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)	
2割軽減の拡大		
改正前	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)	
改正後	33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)	
	U#21日4 10日陈皮用队, > 从期支收老房皮侧皮上处尺。 11.66	

※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、引き続 き国民健康保険被保険者と同じ世帯の人(世帯主が変わった場合は非該当)

◎税務課からのお知らせ

課税特例の期限延長

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と

す。詳しくは市ホームページをご覧ください を辞退した場合、寄付金控除の対象となりま いるイベントについて、

入場料金等の払戻し

止・延期になった国・県・市の指定を受けて

)間で、新型コロナウイルスの影響により中令和2年2月1日~令和3年1月31日まで

お知 らせ

をご覧ください

圓稅務課☎ 43-5213

の間で、

になった指定行事の寄付金控除の特例

新型コロナウイルスの影響により中止・ 延期

### ◎令和3年度の 固定資産税の軽減

圓稅務課☎ 43-5213

が軽減されます。令和2年度からついて、均等割額と平等割額の一部国の定める基準額を下回る世帯に

年12月) の総所得金額等の合計が

は5割および2割の軽減対象が拡が軽減されます。 令和2年度から

新型コロナウイルスの影響により、

6

軽減率 定資産税(償却資産・事業用家屋)が軽減した中小事業者等について、令和3年度の固り上げが前年の同期間と比べて30%以上減少年2月~10月までの間の任意の3カ月間の売 されます。 月間の売上高が前年の同時期から●減少し

※軽減を受けるには、 ❷減少した割合が50%以上の場合は全額 認定が必要です。 詳しくは市ホームペー 認定支援機関等による

た割合が30%以上50%未満の場合は2分の 令和2年2月~10月までの任意の3カ 令 和 2